

( 事 務 連 絡 )  
令和 2年 6月 5日

指定居宅介護支援事業者  
指定介護予防支援事業者 各位

西宮市介護保険課  
西宮市法人指導課

「新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用がなくなった場合の  
居宅介護支援費の請求に関する取り扱いについて」に係るQ&Aについて

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い  
について(第11報)」(令和2年5月25日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほ  
か連名事務連絡)問5については、「新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用  
がなくなった場合の居宅介護支援費の請求に関する取り扱いについて」(令和2年5月29  
日付西宮市介護保険課ほか連名事務連絡)により実施しているところでありますが、今般、  
その取扱いに係るQ&Aを別添のとおり取りまとめましたので、本事務連絡を確認の上、適  
切に運用いただきますようお願いいたします。

**【問合わせ】**

西宮市介護保険課  
電話：0798-35-3048  
西宮市法人指導課  
電話：0798-35-3082

Q 1 本市事務連絡「1.」の「必要なケアマネジメント業務」とは何か。

A 1 運営基準に定められた一連の業務を指します。ただし、サービス利用がなくなったことにより不要となった業務まで行う必要はありません。

なお、モニタリングは必須となります（Q 6 参照）。

Q 2 本市事務連絡「1.」の「請求にあたって必要な書類」とは何か。

A 2 利用票、給付管理票その他居宅介護支援費を請求するにあたって必要な書類を指します。

Q 3 本市事務連絡「2.」の「具体的なサービス利用を予定している場合」とはどのような場合か。

A 3 サービス利用票により、事前に利用者から翌月のサービス利用の同意を得ている場合を指します。よって、同意を得る前に、利用者から自粛の意向を確認した場合や、翌月末までサービス提供事業所の休業が決定している場合は算定できません（例外あり、Q 1 1 参照）。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス利用票への押印が事後となる場合には、利用者に口頭等で確認を行い、同意日及びその内容を記録してください。

Q 4 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにおいて、サービス利用票を使用していない場合はどうすればよいのか。

A 4 利用者に口頭等で確認を行い、同意日及びその内容を記録してください。

Q 5 サービス利用の同意を数か月に渡って得ることはできるか。

A 5 サービス利用月の前月に同意を得る必要があります。モニタリング等において、翌月のサービス利用の確認を行ってください。

Q 6 給付管理票の給付計画単位数の取扱いはどうすればよいのか。

A 6 当初計画に位置付けていた単位数を記載してください。

Q 7 サービス利用実績がない場合は、モニタリングを行わなくてもよいのか。

A 7 翌月の利用予定や、生活状況の確認等利用者の継続的な把握を行うため、モニタリングは必ず行ってください。

Q 8 過去の利用月について、同意の取得やモニタリングを行っていない場合でも算定できるのか。

A 8 算定できません。同意の取得やモニタリングの実施等算定要件を満たしている場合

は、過去の利用月についても請求の対象となります。

Q 9 事前に利用者から翌月のサービス利用の同意を得ていたが、翌月を迎える前に利用中止となった場合は算定できるか。

A 9 算定できます。ただし、当該月における必要なケアマネジメント業務及び請求にあたって必要な書類の整備を行う必要があります。

Q 1 0 休業しているサービス提供事業所が再開すれば利用するとの仮定で利用者から同意を得ていた場合は、「具体的なサービス利用を予定している場合」に該当するのか。

A 1 0 該当しません。ただし、サービス提供事業所の再開確定後に同意を得た場合は該当します。

Q 1 1 Q 3で「事前に利用者から翌月のサービス利用の同意を得ている場合」とあるが、月途中で休業していたサービス提供事業所が再開したため、当該月のサービス利用について当該月に同意を得た場合は算定できるか。

A 1 1 算定できます。

#### 【Q 1 0、Q 1 1 補足】

##### ・算定できない場合

	利用者	ケアマネージャー	サービス提供事業所
4月27日	「5月中旬に再開すれば利用したい」	モニタリング実施 利用票作成	休業中（再開未定）
5月中	サービス利用なし	モニタリング実施 給付管理表作成	
6月1日			再開

##### ・算定できる場合

	利用者	ケアマネージャー	サービス提供事業所
4月27日	「5月中旬に再開すれば利用したい」	モニタリング実施	休業中（再開未定）
5月21日	「利用したい」	利用票作成	再開
5月25日	「やはり心配なので自粛したい」		
5月27日		モニタリング実施 給付管理表作成	